

1950年代の内モンゴルにおけるチベット仏教の社会主義改造について

—ゲゲン・スム（葛根廟）における「ラマ生産隊」を事例に—

恩海船（オンダライ）

人間文化学研究所地域文化学専攻

はじめに

内モンゴルにおけるチベット仏教信仰は、モンゴル人が13世紀にチベット仏教を受け入れてから、さらに清朝時代におけるチベット仏教の本格化を経てモンゴル人の中に深く根付いてきた。しかし、戦後の1947年5月に内モンゴル地域では、中国共産党による社会主義政権—「内蒙古人民政府」が設立され、さらに、1949年に中華人民共和国がつくられた後、内モンゴル各地域のチベット仏教に対して徹底的に「社会主義改造」が行われていった。

戦前期において現在の内モンゴル自治区東部地域は満洲国領内に入り、中部地域は蒙疆政権というもう一つの日本の傀儡政権の支配を受けていた。特に、満洲国領内に入った内モンゴル東部地域では、日本の対内モンゴル宗教政策が浸透していた。その拠点の一つが当時のモンゴル行政—興安四省の中心地であった興安南省の省都—王爺廟（ワーンギン・スム）¹の近くに位置しているチベット仏教寺院—ゲゲン・スム（葛根廟）である。

康熙年代（1662–1722）に建てられたといわれるゲゲン・スムは、ジリム盟10旗²が共同出資で建てた寺院であり、東部内モンゴルでもっとも重要なチベット仏教の拠点である。戦前期において日本の対内モンゴル宗教政策の拠点でもあった。戦後の1947年5月1日に王爺廟で「内蒙古人民政府」が誕生し、ゲゲン・スムはまたも内モンゴルにおける社会主義宗教革命の最初の実験地となった。社会主義革命初期においてチベット仏教は「封建的特権」勢力とみなされ、寺院の財産と土地が没収され、ラマ（喇嘛）に対して徹底的な社会主義改革が行われた。

内モンゴルにおけるチベット仏教の社会主義改造に関する先行研究は、時代と場所によって一定の制限を受けながらも断続的に行われてきた。ボルジギン・フスレ（2011）は、1945年から1949年までの中国共産党の対内モンゴル宗教政策とその実施状況を取り上げている。氏は内モンゴルにおけるチベット仏教の社会主義改造について専門に研究しているわけでないが、公開された地方史や関連档案資料を駆使して、社会主義政権樹立直後の宗教弾圧の状況を

リアルに取り上げている。朝格満都拉（2012）は、現在の内モンゴル自治区ヒンガン（興安）盟³地域における土地問題について取り上げている。氏は、清朝時代から中華民国、満洲国時代における該当地域の土地問題を概観したうえで、1947年からはじまった土地改革運動について重点的に分析している。そのなかで、本研究の対象地域におけるチベット仏教寺院の土地と財産の没収について言及している。その際に使った資料も上記ボルジギン・フスレ氏が引用した資料とほぼ一致している。一方、関口泰由（2004）は、中華人民共和国建国以後に出された宗教政策に関する資料に基づいて、中国共産党の宗教政策を建国初期、文化大革命期と改革開放期に分けて分析している。氏の研究では、内モンゴルにおけるチベット仏教の社会主義改造について直接言及されていないが、建国以後における中国共産党の宗教政策は、それ以前に内モンゴルで行われたチベット仏教に対する社会主義改造の実践が基礎にあり、建国以後の宗教政策は、本稿で取り上げる1950年代以後の内モンゴルにおけるチベット仏教の社会主義改造の指導方針でもあった。

これらの先行研究に対して本稿は、今まで公開された地方資料に、内モンゴル自治区「興安盟档案史志館」、「科爾沁右翼前旗档案史志館」や「烏藍浩特市档案史志館」などにおける独自の資料調査に基づいて、ゲゲン・スムを事例に1950年代に行われたチベット仏教の社会主義改造運動の実態を明らかにするものである。

一、ゲゲン・スムについて

ゲゲン・スムは、地理的に大興安嶺山脈の東南麓を流れるトーリン・ゴル（洮爾河）の東岸に位置している。現在は、内モンゴル自治区ヒンガン盟のウランホト市に属し、市街地から東南方向へおよそ30キロ離れたところにある。

ゲゲン・スムの設立した年代はおよそ康熙年代といわれており⁴、乾隆13（1748）年に乾隆帝からサムダイ・トグラグチ・ヒード（梵通寺）という名称をさずかり、それ以後、「ゲゲン・スム」と俗称されるようになった⁵。ここでいう、「ゲゲン」とは転

生する活仏のことを指すモンゴル語である。「スム」とは寺院のことを指すモンゴル語であり、漢語では「廟」とも表記されてきた。1796年にゲゲン・スムは現在の場所に移ってきてから、ジリム盟10旗の王公たちが共同で出資し建設した。それ以後ここは、ジリム盟10旗のチベット仏教の中心地となった。

清朝崩壊直後の1912年8月16日に、ホルチン右翼前旗の12代目のジャサクであるオタイ(烏泰)郡王⁶とゲゲン・スムの6世ゲゲンであるロブサンロブシトブタンジャルサン(羅布桑勒布希德特布丹扎拉森)⁷と協力して数千人の「蒙古独立軍」を率いて洮南府⁸に進攻し、8月20日に内モンゴル東部地域で独立を宣言した。その後6世ゲゲンは1916年に寺院の防衛という名目で小規模な僧侶による武装集団をつくったり、1928年5月にはチベット仏教の高僧である9世パンチェン・エルデニ(班禅額爾德尼)を迎えてゲゲン・スムで大規模な法会を開いたりしていた⁹。このように、ゲゲン・スムをめぐるおきた一連の出来事は該当寺院を政治的に敏感な場所にした。

「満洲事変」以降、内モンゴル東部地域は満洲国の一部となり、行政再編が行われた。1932年3月に満洲国国務院興安局により該当地域では興安東分省、興安南分省と興安北分省という3つの分省が設置された。8月に興安局が興安総署に改編された。1933年に前述した3つの分省のほかに興安西分省が設置され、1934年12月に4つの分省が省に昇格され、興安総署も蒙政部に昇格された。その後、蒙政部は1937年7月の行政改革によって廃止され、再び国務院内の興安局となった。1944年10月に興安四省が合併され、興安総省となった。このような行政再編のなかで、モンゴル人居住地域である興安四省の政治の中心が一貫して王爺廟におかれてきた。一方、満洲国領内のチベット仏教徒に対しては、満洲国が建国してから関東軍はモンゴル仏教へ懐柔政策を実施したうえ、内モンゴルにおけるチベット仏教の改革を目指して多くの日本人僧侶を興安各省の寺院に派遣した。そのうち、よく知られているゲゲン・スムに10年間滞在した加藤清也も含まれている。また、チベット仏教改革を目指してモンゴル人ラマ僧の日本留学も推進された。さらに、1939年8月26日に善隣協会など複数の団体による「喇嘛教対策座談会」が東京軍人会館で開催され、「ラマ教を満洲国及び蒙疆政権の下でコントロールし、ラマ

教の日本化及び西洋式医学によって、ラマ教の医学に対する独占を破り、ラマ僧を人的資源として活用する。また、ラマ僧のチベット志向のアイデンティティーを消滅させるために、モンゴル文及び日本語の学習を強化させ、ラマ教徒に対する国民統合教育を通じて、次第に日本精神によってラマ教を統合する」¹⁰などという方針を打ち出しラマ教への関与をつよめた。

1945年8月9日にソ連軍の満洲国進攻により、王爺廟地域に駐在していた軍関係者や開拓団などに加わっていた日本人関係者の困難な引き揚げ生活がはじまり、そのうちゲゲン・スムに避難しようと王爺廟から出発したおよそ1200人の避難隊が、8月14日にゲゲン・スムの近くでソ連軍の戦車隊の襲撃に遭い、1000人以上が死亡した「葛根廟事件」が起きた。「葛根廟事件」は、戦後の日本で長く語り継がれてきた内モンゴルにおける終戦時の強烈な思い出の一つである。

終戦後、国共内戦が続く最中の1945年9月に内モンゴル西部地域では「内蒙古人民共和国臨時政府」¹¹が樹立され、11月にモンゴル人幹部であるウランフをはじめとする中国共産党の影響下で「内蒙古自治運動連合会」¹²がつくられた。1946年1月に内モンゴル東部地域には、中国共産党の影響による「東蒙古人民自治政府」が樹立され、その首都は王爺廟におかれた。そして、1947年5月1日に王爺廟において「内蒙古人民自治政府」が樹立された。まもなく、同年10月から内モンゴル人民自治政府の中心地であった王爺廟周辺で土地改革運動が行われた。この土地改革運動の矛先は、王公貴族などの俗界にとどまらず、仏教界にも向けられ、モンゴル人に深く信仰されてきたチベット仏教が排除の対象となった。そのなかで、王爺廟周辺でもっとも規模の大きいチベット仏教の寺院—ゲゲン・スムは、社会主義イデオロギーの洗礼を受け、内モンゴル各地のなかでもっともはやく社会主義化を強いられた寺院の一つとなった。そして、内戦における中国共産党の勝利や政権の安定化にともない、チベット仏教に対する社会主義改造運動が内モンゴル全域に広がっていった。

二、ゲゲン・スムにおける社会主義改造運動のはじまり

内モンゴル人民自治政府中心地の近くにあったゲ

ゲン・スムは、社会主義改造運動の最初の実験場となった。この社会主義改造運動は土地改革からはじまり、中華人民共和国建国以後本格的に展開していった。ここでは、まず土地改革運動における宗教政策を確認したうえ、土地改革におけるゲゲン・スムの変化を整理していきたい。

中国共産党の内モンゴルにおける民族統一戦線工作の概要である「中国共産党在興安盟地区的民族統一戦線工作(1945年—1949年)」において宗教工作については、「信仰の自由と政教分離を行い、寺院の財産を保護する。ラマたちの投資や商工業などの経営活動の自由を提唱し、ラマたちの就学や労働参加および医療行為を奨励する」¹³という緩やかな保護政策が実施されていた。つまり、内モンゴルで社会主義政権がつけられた当初においてモンゴル人に深く浸透したチベット仏教界に対して、いきなり厳しい革命闘争をするより、むしろ緩やかな政策を実施した方がモンゴル人の支持を得られるという思惑がうかがえる。

実際に、1947年10月10日に公表された「中国土地法大綱」の方針によって出された「内蒙古土地制度改革法令」¹⁴には、次にあげられるような宗教界に対する一定の配慮が見られる。全22項目からなる「内蒙古土地制度改革法令」のなか5つの項目に宗教関連の内容が見られる。

- (3) 廢除一切旧王公貴族、地主、喇嘛等占有的土地所有權。(略)
- (5) 内蒙古人民信教自由、廢除喇嘛一切特權。(略)
- (8) 廢除奴隸制度、旧王公貴族喇嘛的奴隸及其他奴隸完全開放。(略)
- (16) 若干特殊的土地及財產之處理辦法、規定如下：
 - (略) 名勝、古跡、喇嘛廟及佛像、經典、法具等應妥善保護。(略)
- (17) 土地分配中若干特殊問題的處理辦法、規定如下：
 - (略) 農業区内留有(在)喇嘛廟的喇嘛分給与農民同等的土地。(略)
 附註：旧王公老喇嘛因分得土地不能耕者可以出租、如能將分得的土地財產交歸政府、爾自願參加其他工作者、政府可給以適當的工作或解決其生活問題。(略)¹⁵

これらの5つの項目のなかで、王公貴族と同様にラマと寺院の特権と土地所有権を廃止すると決めていると同時に「内蒙古人民」の信仰の自由を保障し(5)、寺院や仏像、經典および法具などを適切に保護する(16)としている。また、農耕地域の寺院に残るラマに対しては、農民と同等な土地を分与し、耕す能力のない高齢のラマ(旧王公)たちは、土地を貸し出しできるうえ、与えられた土地や財産を政府に納め、ほかの仕事に従事する者には、政府がその生活問題を適切に解決する(17)などとし、宗教界に対して一定の配慮を見せている。

王爺廟地域で急進的な土地改革がはじまった2ヶ月後の1947年12月10日に、当時内モンゴル土地改革運動の最高指導機関である中国共産党興安盟中心旗委員会¹⁶が「中国共産党興安盟中心旗委员会対群眾運動中關於喇嘛問題的意見」を出して、これまで行われてきた土地改革運動の混乱のなかで「ラマに対する攻撃が広がりすぎた。内モンゴルにはまた多くのラマたちが存在している。ラマたちに対する闘争は俗界の地主のように弾圧してはいけない」¹⁷と指摘した。また同じ意見書には、チベット仏教に関する次の6つの方針が示されており、その内容は次の通りである。

- (1) 在全蒙或全盟的大廟或有名聲的廟、對喇嘛的處理在政策上應該照顧。小廟或名聲不遠的廟、可以依照当地群眾的意見處理。
- (2) 對於廟的建築物、經卷、佛像等完全不要破壞、對一些古跡和在歷史上有意義的東西、更要保存。一般喇嘛不住的房屋可以分給老百姓住。
- (3) 喇嘛要求自願還俗的、可允許他自願還俗；不願還俗的、可以讓他以自己的勞動生產來解決自己的生活、並可在其生產的收入中抽出一部分來做燒香念佛的費用。
- (4) 群眾起來要鬥爭喇嘛時、可以選取惡霸喇嘛和壞蛋喇嘛進行鬥爭。對一般喇嘛鬥爭時、應慎重考慮。被關喇嘛的私人財產可以分給群眾、並發動廟內的喇嘛將被關的喇嘛開出廟籍。屬於廟產者、如金銀財寶、古玩之類可以交政府、由政府將此財產投入工業与農業生產、來解決全旗人民的困難。有價值的古物應當保存。一般財

産如土地、房屋、牲畜、衣服、家具等可以分給那受剝削最厲害的地方的群眾。對大廟的財產處理時、要照顧他對各地的老百姓的剝削、不用只偏重大廟所在的地区。

- (5) 喇嘛的土地、廟地沒收歸農民分配時、喇嘛也用按照群眾分得的數量分得土地、讓他自己耕種、不准出租或招青。
- (6) 群眾鬭爭喇嘛和處理喇嘛廟產、不要在報紙上發表。一般宣傳應說明被鬭的是惡霸壞蛋喇嘛、不是一般喇嘛都鬭。¹⁸

王爺廟地域に土地改革が行われた2ヶ月後に出されたこの意見書では、2ヶ月間にわたる土地改革の行き過ぎた点を指摘し、修正意見を示している。

(1)では、ヒンガン盟あるいは内モンゴル全体でラマを鬭争する際、または広く知られる有名な寺院においてラマを鬭争する際、政策面で配慮しなければならず、規模の小さい無名な寺院に対しては、地元の大衆の意見に基づいて決めると示している。

(2)では、寺院の建物や経典、仏像などをすべて破壊する必要はなく、歴史的な意義をもつものについては保護し、僧侶が住まない建物を群衆に分配する。

(3)では、自ら還俗を求めた僧侶には還俗させ、寺院に残りたい僧侶には労働をさせ、自立し、その収入で焼香や念仏をさせる。

(4)では、ラマの鬭争に際しては、極悪ラマを選んで鬭争し、一般のラマに対しては慎重に考慮する。鬭争されたラマの財産を群衆に分配するとともに、ラマたちを動員して鬭争されたラマを廟籍から除名させる。財産は政府に納め、農工業に投資するとともに旗民の生活難の解決に充てる。価値のある骨董品は保護し、一般財産はもっとも搾取を受けた地方の群衆に分配する。有名な寺院の財産を処理する際には、寺院近辺の群衆だけではなく、搾取を受けた広い地域の群衆を考慮すべきである。

(5)では、寺院の土地を農民に分配する際、一般のラマにも農民と同等に分配し、自ら耕種させ、**榜青**¹⁹を雇用したり、貸し出したりすることは許されない。

(6)では、群衆がラマたちを鬭争したり、廟産を分配したりしたことに関する記事を新聞に発表せず、一般的な宣伝として普通のラマではなく悪玉ラマを鬭争しているとすべきである。

この6つの点のなかで、まず注目すべきは、ゲゲン・スムのような影響力の広い大きな寺院に対しては、政策面で配慮しなければならないと指摘しており、還俗や寺院に残るラマに関しては、ラマたちの自由な選択を尊重すべきとしている。そして、寺院の土地を一般のラマにも分配し、貸し出しはせず、自力で耕種させ、生活の自立をうながしているという点は、後述する「ラマ生産隊」の設立につながるものと考えられる。最後には、行き過ぎた土地改革の悪影響を防ぐために、宣伝に注意を払うよう念を押しているところが注目に値する。

内モンゴル人民自治政府が設立した中心地—王爺廟のすぐ近くにあるゲゲン・スムが激しい土地改革にさらされたことは容易に想像できよう。土地改革の際、ゲゲン・スムでは政府の「工作隊」が入ってきて政治学習を行うと同時に、貴重な経典や仏像を燃やして、高位のラマを鬭争にかけた。僧侶たちは、政府に対して15キロの銀や180頭の馬を差し出した。運動の結果、1945年8月に1000人以上いた僧侶は1947年の年末に200人あまりしか残らなかった²⁰。

土地改革以前のゲゲン・スムの土地や廟産については、戦前期の最後の記録として井手俊太郎の調査によると、1944年にゲゲン・スムがかがえる土地は約1200垧であり²¹、ラマ人数や家畜などの財産については、ゲゲン・スムに10年間常住した日本人ラマ加藤清也によると、終戦直前のラマ人数は約1000人であり、家畜は馬55頭、牛60頭、騾馬15頭、驢馬8頭あり、豚も80頭いたという²²。

これから見ると、土地改革運動ではゲゲン・スムの土地の9割以上が没収され、ラマの9割以上が寺院を離れたということがいえよう。

1954年の「互助組」運動期には、寺院に64垧の土地と約80人の常住ラマしか残っていなかったようである²³。

三、ゲゲン・スムにおける「ラマ生産隊」

ゲゲン・スムをはじめとする内モンゴル東部地域における土地改革運動は、1948年の春農作業がはじまるまでにほぼ終え、最後の仕上げ工作が1949年4月まで続いた²⁴。1949年の建国を経て社会情勢は徐々に安定したものの、土地改革運動でもたらされた激しい爪痕をかかえながら宗教界の動向に対して監視を続けた。建国直後の1950年6月からはじ

まった朝鮮戦争に際して、ヒンガン盟地域からラマ僧の一部を戦争に参加させたという記録もある²⁵。

また、この時期における仏教界への監視には、高僧ラマの動向、特にゲゲン・スムにおいては、7世ゲゲンの動向について細心の注意を払っていた。7世ゲゲンは1938年にアルホルチン(阿魯科爾沁)旗で転生され、終戦の混乱のなかでゲゲン・スムの7世ゲゲンとして就任したものの²⁶、その後、アルホルチン旗とゲゲン・スムを頻繁に往来していたようである。したがって、7世ゲゲンの動向は必然的に政府の注目するところとなった。

1、「ラマ生産隊」の設立

上述したように、1954年からはじまった7世ゲゲンをはじめとするラマたちの動向に対する一連の調査を踏まえ、なお寺院に在籍している一定規模のラマたちを「互助組」として組織することになった。互助組は、全国的に1953年からはじまった社会主義改造運動の序幕であった。そのなかで、ゲゲン・スムにおいては5名のラマによる「互助組」が組織され、16垧の土地を耕していた²⁷。1956年の高級農業生産合作社の際にゲゲン・スムでは、「ラマ生産隊」が組織された。その誕生は、ゲゲン・スムにおける社会主義改造が新たな段階に入ったことを意味する。

ゲゲン・スムで「ラマ生産隊」が設立される際の状況について、中国共産党ホルチン右翼前旗委員会統一戦線工作部から1956年2月20日に出された報告書には、以下のように記されている。

科右翼前旗葛根廟在烏藍哈達努圖克呼和楚魯嘎查、現有喇嘛七十八名、五十多歲以下二十三名、五十歲以上五十五名、年紀最大的七十九歲、最小的三十歲。參加高級農業生產合作社的有三十三名(其中半勞働十一名)編一個生産隊、經營九十垧地。

土改當時按廟單位分得土地六十五垧、耕畜十六頭、散畜十頭和兩台車。在此基礎上抽出二十五名勞働參加生産、按夥種夥分的形式編一個互助組、(略)一九五五年為十三名組員。在八年的生産經過程度中已積累了一些公共財產、養成了集體勞働習慣和集體主義思想、樹立了勞働熱情和學會些生産技術、培養出一批領導生産骨幹、從爾打下了參加高級合作化的思想基礎和

物資条件。(略)²⁸

1956年2月20日の時点で、ゲゲン・スムには、78名のラマがいた。そのうち、50歳以下のラマが23名、50歳以上のラマが55名いた。もっとも年輩のラマは79歳で、もっとも若いラマが30歳である。高級農業合作社に参加したラマは33名(そのうち11名が半人前の労働者)で一つの生産隊を組織して、90垧の土地を経営していた。その「ラマ生産隊」の正式な名称は「科爾沁右翼前旗烏蘭哈達努圖克呼和楚魯嘎查胡格吉勒高級農業社葛根廟喇嘛生産隊」である²⁹。

ここで注目に値するのが、1947年の土地改革から1956年のラマ生産隊が設立されるまで、寺院に常住するラマが200人あまりから78人まで減少していったが、ラマ労働者が営む農地の面積は65垧から90垧まで約30%増えていることがわかる。これは、土地改革運動以後ラマ僧たちに還俗をうながすと同時に寺院に残ったラマたちを生産活動へ動員していたことがわかる。

また、土地改革運動から「ラマ生産隊」が設立されるまでゲゲン・スムに残っていたラマたちに対して、8年間にわたって集団の農作業へ動員し、「ラマ生産隊」に加入する集団的意志と共同生産を行えるための経済的な基礎がととのったと指摘している。

2、「ラマ生産隊」における思想動向の把握

中国共産党ホルチン右翼前旗委員会統一戦線工作部から出された同じ報告書には、まず、寺院に在籍する78名のラマの基本情報について述べている。そのうち、「ラマ生産隊」に加入していたラマ労働者は33人であり、ラマ総数の半分にも届いていなかった。その33人のうち、50歳以下の23人は、「中国共産党の指示にしたがって積極的に働き、明るい未来を迎える」と信じている³⁰と指摘している。さらに、この33人のうち、50歳から60歳の間の10名のラマは、「半人前の労働力」として「ラマ生産隊」に加入していた。残りの45名のうち、9人は自立できない病弱なラマであり、36名は「ラマ生産隊」にも加入していない³¹。

中国共産党ホルチン右翼前旗委員会統一戦線工作部は、ラマたちに対する宗教工作のなかで犯した行き過ぎた行為に対して具体的にあげている。そのなかで、まず「高級合作社に加入したラマは誦経して

はならず、読経するなら高級合作社に加入できない」とし、また「宗教活動には搾取があり、高級合作社には搾取はない。宗教活動を行う者は、高級合作社のメンバーと同居してはならない」³²などといった問題が起きており、ラマたちの反発を受けていたという。

中国共産党ホルチン右翼前旗委員会統一戦線工作部は、こうしたラマたちの状況の把握と宗教工作のなかで起きた問題点に対して上級の統一戦線工作部³³に改善策を提案している。この改善策では、まず、「ラマ生産隊」に対する党の指導を強化し、「労働は光栄」であるという教育を行い、生産活動の困難を解決して、彼らの生産技術と生産効率を高めなければならないと指摘している。また、高齢ラマと「ラマ生産隊」のメンバーとの同居をすすめ、生産と生活に便利を与えるべきである。生産活動を通して積極分子と幹部を育て、生産に対するリーダーシップを発揮しなければならない。そして、文化や衛生教育を強化し、ラマたちに対して文化、衛生や医療知識を身に付けさせる必要がある。なお、「讀報組」に対する指導を強化し、時事政策や科学知識のレベルを高める。最後に、宗教や信仰の自由政策を貫徹し、ラマたちの社会主義的な知識を絶え間なく高める必要があると提案している³⁴。

ゲゲン・スムにおける「ラマ生産隊」の設立は、中国全体における高級農業合作社の流れの中で起きたこととはいえ、内モンゴル人民政府の近くにおける有名な寺院—ゲゲン・スムにわずかしか残されていなかったラマたちに対する組織化された社会主義改造運動であったといえよう。その目的はチベット仏教のイデオロギーを全般否定する徹底した社会主義化である。そして仏教寺院に対しては、物理的な破壊にとどまらず、精神の奥底まで徹底的に排除する意志の表れでもあった。

おわりに

本稿は、内モンゴル東部地域でもっとも影響力の高いゲゲン・スムを事例に、内モンゴルにおける社会主義改造運動の初期の状況について取り上げたものである。

戦後において、現在の内モンゴル自治区東部地域では、中華人民共和国が建国する2年前の1947年5月に、中国共産党による社会主義政権—「内蒙古人民政府」が樹立された。そして、新しい社会

主義政権の安定のため、その支配下におかれた地域では急進的な土地改革運動が行われ、特権階級と見なされたチベット仏教界は、激しい弾圧にさらされた。ゲゲン・スムはこの土地改革運動を経て、戦前期に1000人以上であったラマ僧が1割未満まで減少した。寺院に在籍するラマ僧たちはその後も減少し続けたが、1950年代初期からはじまった本格的な社会主義改造運動においては、残されたラマたちに対して生産活動に動員するとともに、彼らのチベット仏教のイデオロギーに対して徹底的に排除しようとした。「ラマ生産隊」はそれを実現するための組織体であり、その存在は内モンゴル全域におけるチベット仏教の社会主義化運動の象徴的なものであった。

1950年代初期の社会主義化運動のなかで、本稿で取り上げた「ラマ生産隊」以外にもゲゲン・スムの7世ゲゲンや王爺廟にあったワーンギン・スムの大ラマの動向に関する厳しい監視が行われていった。これに関しては次稿に委ねたい。

参考文献

(日本語、五十音順)

1. 井手俊太郎(1944)「西科前旗における望地管理状況」(『蒙古研究』第五巻第四号・康德11年1月)ボルジギン・ブレンサイン監修『戦前期モンゴル社会関係実態調査資料集成 満洲国関連調査報告 I-5』近現代資料刊行会
2. 于逢春(2002)「“満洲国”及び“蒙疆政権”のラマ教僧侶教育政策」
https://www.jstage.jst.go.jp/article/kyouikushigaku/45/0/45_KJ00009159173/_pdf
3. 加藤清也(1975)『続・ラマ僧十年』、南明社
4. ボルジギン・ブレンサイン(2001)「九世パンチェン=エルデニの東部内モンゴル歴訪と奉天当局の対応—モンゴル、チベット、中国三者関係の構造をめぐる事例研究として—」、『日本モンゴル学会紀要』第31号
5. ボルジギン・フスレ(2006)「中国共産党の内モンゴルに対する宗教政策(1946～48年)」、『学苑』(昭和女子大学学報)No.793
6. ボルジギン・フスレ(2011)『中国共産党・国民党の対内モンゴル政策(1945～49年)民族主義運動と国家建設との相克』、風響社

- (中国語、アルファベット順)
1. 朝格満都拉(2012)『近代興安盟地区土地問題研究』、内蒙古大学博士学術論文
 2. 科爾沁右翼前旗志編纂委員会(1991)『科爾沁右翼前旗志』、内蒙古人民出版社
 3. 内蒙古歴史研究所近現代史研究組(1965)『内蒙古自治区呼倫貝爾盟科爾沁右翼前旗社会歴史調査資料 原札薩克圖旗清末土地放墾及其演變情況調査報告』
 4. 王旺盛(2008)『科爾沁右翼前旗370年』、内蒙古教育出版社
 5. 中国共産党科爾沁右翼中旗委員会党史辦公室(1993)『科右中旗党史文集第一集』、内蒙古自治区興安日报社
 6. 中国共産党興安盟委員会党史辦公室編(1993)『興安党史文集2』
 7. 中国共産党興安盟委員会党史辦公室編(2017)『中国共産党興安歴史 第一卷(1921-1949)』、中共党史出版社
 8. 周清澍(1994)『内蒙古歴史地理』、内蒙古大学出版社

註

- 1 王爺廟(ワーンギン・スム)は、現在の内モンゴル自治区ヒンガン盟の盟政府が置かれているウランホト(烏藍浩特)市を指す。1947年12月に王爺廟をウランホト市と改称した。本論文では王爺廟と称する。
- 2 清朝時代のジリム盟10旗とは：①ホルチン左翼前旗(ビント王旗)、②ホルチン左翼後旗(博王旗)、③ホルチン左翼中旗(ダルハン王旗)、④ホルチン右翼前旗(ジャサクト王旗)、⑤ホルチン右翼後旗(蘇鄂公旗)、⑥ホルチン右翼中旗(トシエト王旗)、⑦ジャライド王旗、⑧ドルベド王旗、⑨ゴルロス前旗、⑩ゴルロス後旗などを指す。
- 3 ここでいうヒンガン盟は、満洲国時代の興安南省のもとに1946年2月に設置され、清朝時代のジリム盟10旗に属していたホルチン右翼3旗とジャライド旗などの地域を含めたものであり、1947年5月から「内蒙古人民自治政府」の管轄下に置かれた。1953年2月に「内蒙古自治区東部行政公署」の管轄下に置かれ、1954年5月にフルンボイル(呼倫貝爾)盟に編入された。1980年7月に再びヒンガン盟という名称と行政単位が編成され現在に至った。

- 4 ゲゲン・スムは、もともと現在の吉林省白城市洮北区に属する徳順モンゴル族郷領内にはあるレンファト・スム(蓮花圖廟)であったといわれており、3世ゲゲン時代の1796年に現在の場所に移ってきたという。
- 5 内モンゴル地域では、ホルチン右翼前旗ゲゲン・スム以外にも俗に、「ゲゲン・スム」と呼ばれる寺院が多数ある。それらの寺院にゲゲンと呼ばれる転生ラマがいることによってゲゲン・スムと呼ばれるようになった。有名なところからいうと、現在の遼寧省阜新モンゴル族自治県、かつてのジョソト盟トメド左翼旗のガイハムシグ・ジョグチャラグチ・スム(瑞応寺)があげられ、俗に「モンゴルジン・ゲゲン・スム」ともいわれている。
- 6 オタイ郡王(1860-1920)は、ホルチン右翼前旗12代目のジャサクトである。光緒7(1881)年に21歳で12代目のジャサクト郡王の爵位を継承した。オタイは、清朝末期におけるハルハモンゴルの独立に参加し、その後、1915年の「キヤフタ条約」にも参加した内モンゴルの近現代史上有名な王公である。
- 7 ゲゲン・スムの6世ゲゲンであるロブサンロブシドトブタンジャルサン(1895-1935)は、ホルチン右翼前旗で転生され、9歳の時6世ゲゲンとしてゲゲン・スムに迎えられた。
- 8 洮南府とは、光緒28(1902)年に盛京將軍が「扎薩克圖蒙荒行局」を設立したことを受け、光緒30(1904)年5月にもともとあった双流鎮に洮南府を設置したことにはじまる。
- 9 ボルジギン・ブレンサイン(2001)、p56
- 10 于逢春(2002)、p202。原資料について筆者はまだ確認できていない。
- 11 内蒙古人民共和国臨時政府は、1945年9月にシリング(錫林郭勒)盟ソニード(蘇尼特)右旗でもと蒙疆政権のリーダーたちによりに設置され、10月に政府機関を張家口に移転する段階で解散された。
- 12 内蒙古自治運動連合会は、1945年11月に中国共産党の指導で張家口に設置されたものである。
- 13 中国共産党興安盟委員会党史辦公室編(1993)、p323
- 14 中国共産党興安盟委員会党史辦公室編(1993)、pp19-27
- 15 同上
- 16 中国共産党興安盟中心旗委員会は、1947年7月28日から1948年11月まで現在のウランホト市に存在

- していた。それは、土地改革運動の時期に設置された中国共産党による最高権威機関であり、土地改革運動が収束した後中国共産党興安盟委員会と改称された。
- 17 中国共産党興安盟中心旗委員会(1947)「中国共産党興安盟中心旗委員会対群衆運動中關於喇嘛問題的意見」中国共産党科爾沁右翼中旗委員会党史辦公室(1993) pp311-312
- 18 同上
- 19 務青とは、主に土地や財産をもっている地主などに雇用されて農地を耕して生活を送る労働力を指す。
- 20 ボルジギン・フスレ(2011)、pp275-276。原資料について筆者はまだ確認できていない。
- 21 『戦前期モンゴル社会関係実態調査資料集成 満洲国関連調査報告Ⅰ-5』p440。なお、垧とは土地の面積を指しており、1垧は、およそ1ヘクタールと相当する。
- 22 加藤清也(1975)、pp350-351
- 23 中国共産党科爾沁右翼前旗委員会統一戦線工作部(1954)「一九五四年統戦工作總結」科爾沁右翼前旗档案史志館、档案番号：1-1-47
- 24 中国共産党興安盟委員会党史辦公室編(1993年)、pp1-13
- 25 王旺盛(2008)、p214。しかし、ゲゲン・スムの関係者から朝鮮戦争に行かせたかどうかについて具体的な記述は見当たらない。
- 26 内蒙古歴史研究所近現代史研究組(1965)によると、1945年7月20日に活仏に就任したと言われている。一方、加藤清也(1975)によると、1945年8月13日にゲゲン・スムを離れたとされる加藤清也の回想録には、彼が寺院を離れるまでにまた就任していなかったと記されている。したがって、7世ゲゲンの活仏就任の正確な日付についてはまだ不明である。
- 27 中国共産党科爾沁右翼前旗委員会統一戦線工作部(1954)「一九五四年統戦工作總結」科爾沁右翼前旗档案史志館、档案番号：1-1-47
- 28 中国共産党科爾沁右翼前旗委員会統一戦線工作部(1956年2月20日)「科右前旗烏蘭哈達努圖克胡和楚魯嘎查胡格吉勒高級農業社葛根廟喇嘛生産隊基本情况」、科爾沁右翼前旗档案史志館、档案番号：1-1-73
- 29 ホルチン右翼前旗ウランハダ・ストクのフツョチョロ・ガチャーのフグジル高級農業合作社ゲゲン・スムラマ生産隊
- 30 中国共産党科爾沁右翼前旗委員会統一戦線工作部(1956年2月20日)「科右前旗烏蘭哈達努圖克胡和楚魯嘎查胡格吉勒高級農業社葛根廟喇嘛生産隊基本情况」、科爾沁右翼前旗档案史志館、档案番号：1-1-73
- 31 同上
- 32 同上
- 33 同上、なお上級統一戦線工作部とは、内モンゴル自治区統一戦線工作部とフルンボイル・ノンムルン(呼倫貝爾納文幕仁)盟(1949年4月-1954年4月)統一戦線工作部を指している。中国建国後の行政変遷のなかで、当時のホルチン右翼前旗は、フルンボイル・ノンムルン盟に属し、その後1980年までフルンボイル盟にも属していた。本档案資料は1956年2月に作成されたが、上級統一戦線工作部を依然としてフルンボイル・ノンムルン盟統一戦線工作部と書いていた。
- 34 同上